

四街道市営霊園の指定候補者の選定に関する審査の結果及び指定候補者の決定について

1 管理を行わせる施設の名称及び所在

- (1) 名 称 四街道市営霊園
- (2) 所 在 四街道市内黒田1010番地

2 指定候補者

- (1) 所 在 四街道市池花2丁目6番
- (2) 名 称 内黒田区
- (3) 代表者名 区長 鈴木 守

3 指定期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 四街道市指定管理者選定評価委員会文化・コミュニティ施設等合議体の審査の経過

- (1) 令和7年8月6日（水）

文化・コミュニティ施設等合議体会議の開催（選定第1回）

① 審査内容

指定管理者の募集方法等の審査

② 審査結果

指定管理者の募集に当たっては、内黒田区を指名して行うことが適当である旨、市長に答申されました。

また、申請に際しては審査に付された申請要項、協定書案等によることとし、選定に際しては次に定める6項目の選定の基準に基づき、審査に付された指定候補者選定評価表により全体の6割（500点満点の場合は300点）以上の点数を獲得した場合に当該団体を指定候補者として選定することとされました。

- 1 施設設置の目的が達成できること。
- 2 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- 3 利用者に対するサービスの維持向上が図られること。
- 4 市民の声が反映される管理が行われること。
- 5 四街道市営霊園条例及び同施行規則の趣旨等に基づき、施設の効用を生かしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- 6 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産そ

の他の経営規模及び能力を有すること。

なお、四街道市営霊園の指定管理者募集に際し内黒田区を指名した理由は、当該施設については、施設設置時の経緯から、地域の人材を積極的に活用した管理運営を行うこととしており、今後も同様の方法で管理運営を行うことで、安定したサービスを提供することが期待できることから、四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書（「指定管理者に管理を行わせている公の施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき」）に該当すると認められ、また、当該団体については、昭和56年から現在まで当霊園の管理運営を適正に行ってきており、その遂行能力が十分であると認められるためです。

(2) 令和7年10月22日（水）

文化・コミュニティ施設等合議体会議の開催（選定第2回）

① 審査内容

四街道市営霊園の指定候補者の選定

② 審査事項

提出された事業計画書等の審査を行いました。指定候補者選定評価表（別紙）による審査の結果、内黒田区が申請要項に定めた指定候補者の選定の基準を満たしていたことから、指定候補者に選定され、市長に答申されました。

5 指定候補者の決定

四街道市営霊園の指定候補者として内黒田区を選定する旨の四街道市指定管理者選定評価委員会文化・コミュニティ施設等合議体の審査結果を得て、市は、四街道市営霊園の指定候補者を内黒田区とすることに決定しました。